

条 例

埼玉県立熊谷点字図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県立熊谷点字図書館条例の一部を改正する条例

埼玉県立熊谷点字図書館条例（昭和五十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 点字刊行物を視覚障害者の貸出しの用に供する等のため、身体障害者社会参加支援施設として、埼玉県立熊谷点字図書館（以下「点字図書館」という。）を熊谷市末広三丁目九番一号に設置する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。